

政令番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）
 (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						4.4E+2	440.0	440.0
7	福島県		1.4E+5		140,000.0		1.9E+4	19,250.0	159,250.0
8	茨城県					2.3E+3	2.4E+4	26,500.0	26,500.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					2.5E+1	1.4E+3	1,439.0	1,439.0
12	千葉県					6.0E-1	6.9E+3	6,912.6	6,912.6
13	東京都					2.0E-1		0.2	0.2
14	神奈川県					1.2E+1	2.4E+3	2,361.8	2,361.8
15	新潟県						3.5E+2	350.0	350.0
16	富山県		5.0E+0		5.0		1.8E+3	1,830.0	1,835.0
17	石川県								
18	福井県	1.9E+0			1.9		8.7E+1	87.0	88.9
19	山梨県								
20	長野県					2.1E+1	2.2E+2	241.0	241.0
21	岐阜県						3.0E+2	300.0	300.0
22	静岡県						2.0E+2	195.0	195.0
23	愛知県	2.0E-1	1.5E+1		15.2	5.0E-1	3.8E+3	3,777.5	3,792.7
24	三重県								
25	滋賀県						2.4E+1	24.0	24.0
26	京都府						1.6E+3	1,600.0	1,600.0
27	大阪府					1.4E+1	1.1E+3	1,084.5	1,084.5
28	兵庫県		7.1E+1		71.0				71.0
29	奈良県								
30	和歌山県						3.0E-1	0.3	0.3
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						5.0E+3	4,970.0	4,970.0
34	広島県								
35	山口県						3.4E+1	34.0	34.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県						1.7E+3	1,700.0	1,700.0
39	高知県								
40	福岡県						7.1E+2	710.0	710.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		2.6E+3		2,568.0		3.5E+5	350,000.0	352,568.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.1E+0	1.4E+5		142,661.1	2.4E+3	4.2E+5	423,806.9	566,468.0

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。